

令和元年度第 1 回箕面市福祉有償運送運営協議会 議事録要旨

1. 日時

令和元年 8 月 19 日（月） 14 時 00 分～14 時 45 分

2. 場所

総合保健福祉センター2 階大会議室

3. 出席者

（会長）

- ・富山大学准教授 猪井博登

（構成員）

- ・阪急タクシー株式会社 川崎祥司
- ・一般社団法人大阪タクシー協会 井田信雄
- ・近畿運輸局大阪運輸支局 小森成人 代理
- ・阪急タクシー労働組合 堀内隆彦
- ・社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 齊藤慎一郎
- ・公益社団法人箕面市シルバー人材センター 平野秀之
- ・箕面市健康福祉部長 大橋修二
- ・地域創造部長 小山郁夫

以上、委員 9 名出席 1 名欠席、傍聴者 0 名。

4. 協議事項

（1）箕面市福祉有償運送運営協議会の規約の改正について【資料 1 資料 2】

（2）箕面市における福祉有償運送の必要性について【資料 3】

（3）更新及び変更申請にかかる審議【資料 4】

①更新申請

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

②更新及び変更申請

公益社団法人箕面市シルバー人材センター

③変更申請

特定非営利活動法人自立生活センター・FREE

5. 協議結果と質疑応答の概要

（1）箕面市福祉有償運送運営協議会の規約の改正について

【事務局から資料 1・資料 2 により説明】

事務局：人事異動による構成員の変更及び道路運送法施行規則第 51 条の 8 第 1 項第 6 号による区域内において現に過疎地有償運送又は福祉有償運送を行ってい

る特定非営利活動法人等の代表の構成員が所属する事業所が平成31年3月末をもって福祉有償運送事業を廃止されたことから委員の変更を行うもの。

構成員：異議なし。

【協議結果】原案どおり承認された

(2) 箕面市における福祉有償運送の必要性について

【事務局から資料3により説明】

○質疑応答の概要

構成員：裏面の「3 現在の供給可能量について」の市域内の福祉タクシー及び福祉有償の車両台数はいつ現在の台数か。

事務局：最新のデータである。

構成員：箕面市域の福祉タクシーの数17両で、箕面市内の車両台数33両と書かれていることについて、タクシー事業では北摂交通圏という見方をするため、箕面市に関しては近隣市の車両も含めるが、この33両はどういった数字か。

構成員：福祉タクシーについては、営業区域が大阪府になっているので、営業所を箕面市内に置いている事業所のタクシーの数を計上している。

【協議結果】提案どおり承認された

(3) 更新及び変更申請にかかる審議【資料4】

①社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

【事業者から資料4-1により説明】

○質疑応答の概要

構成員：会員2名の利用範囲はどうなっているのか。行き先と料金との兼ね合いで、長距離で時間がかさんだ場合に料金がどうなるか気になったので。

事業者：今現在2名の会員については、自宅から病院が主な送迎先となっており、いずれも片道30分以内のため、今言われたような懸念材料はないと考える。

【協議結果】社会福祉法人大阪府社会福祉事業団については、協議が調ったものとする

②公益社団法人箕面市シルバー人材センター

【事業者から資料4-2により説明】

○質疑応答の概要

構成員：発着のいずれかが箕面市とのことだが、滋賀県守山市などの会員もいるが、そのかたが箕面市に何かしらの理由で来るときに利用するということか。

事業者：そのとおり。

会長：事務局に確認だが、時間制運賃の変更について、あくまでも目安ではあるが、一般タクシー運賃の2分の1以内の料金に収まっているということで良いか。

事務局：収まっている。

【協議結果】公益社団法人箕面市シルバー人材センターについては、協議が調ったものとする

③特定非営利活動法人自立生活センター・FREE

【事業者から資料 4-3 により説明】

○質疑応答の概要

会長：利用料金変更はいつからされたいのか。

事業者：できれば 10 月 1 日からが良いが、北摂ブロックの協議会がまだなので、その後に予定している。

構成員：時間制で 30 分ごとに 1,400 円に変更ということだが、例えば乗車 40 分の場合、10 分超過であっても 1,400 円追加されると、一般タクシー運賃の 2 分の 1 以内に収まるのか疑問。会員の輸送範囲などを考慮し、例えば 30 分を超えたら 10 分間隔等の料金の区切り方をしていかないと、場所によってはタクシーと競合してしまうところが出てくるのではないかと思うが、そのことについてどう考えているのか。

事業者：その点については、法人内部で確認したが、急ぎで申請しているので、委員の皆さんがどう思われるかもお伺いしたかった。料金の区切り方については、2 分の 1 を超えることについてもう少し検討しないといけないと思っている。

会長：あくまでも 2 分の 1 というのは目安ではあるが、利用者さんに大きな負担を求めないような制度にさせていただき、こちらとしては、それぞれの団体の事情の中で決められたことに、協議会としてこうしてくれとはなかなか言えないところだが、先程のご意見の階段制の運賃にしたほうがいいのかという意見があったということは、少なくとも次の更新等々の時には検討頂ければと思う。

今のところは 1,400 円で申請を出されるということで良いか。

事業者：はい。

構成員：現在大型車を 2 台と小型車を 3 台ということだが、大型車の時間制運賃だと、あくまでも目安ではあるがタクシー運賃の 2 分の 1 をギリギリ割っているが、軽自動車で見るとそれなりに大幅に超えてきている。車種区分によって運賃の金額を変えるという方法もあると思う。

事業者：事業当初には軽自動車の需要が多かったが、今はハイエースの方が多くなっている。料金改定ができれば車種変更をさせていただこうと思っている。

構成員：この後、北摂ブロックでも申請があるようなので、北摂の協議会の結果を踏まえて、また変更等があれば箕面市にも出していただくようお願いする。

会長：北摂でも営業されていて、複数の料金が入るというのも利用者の中で混乱が起こるだろうということから、付帯条件という形にして、もしこの後、委員に承認いただけて、かつ、北摂ブロックの協議会で承認いただけたら料金変更していただく。北摂でご承認頂けない、または、北摂で通らなかったケースについては現行料金のまま据え置いていただくという形にさせていただき

ればと考える。

構成員：北摂の方で、1,400円が認められず、例えば1,250円なら認められるなどの場合もあるので、「1,400円を上限に」という形でどうか。

会 長：ありがとうございます。1,400円を上限に北摂の形に合わせる。北摂に合わせる必要はないと思うが、理由とすると、利用者さんの混乱を防ぐために同一料金で、とさせていただければと思う。

【協議結果】特定非営利活動法人自立生活センター・FREEについては、30分1,400円を上限とし、大阪府北摂ブロック福祉有償運送運営協議会にて認められた額を認めることで協議が調ったものとする

(4) その他

構成員：協議会の中で認可された事業者が運行管理等もきちんとされているかどうか、例えば、事故を起こしたとか苦情があることについて誰がどの場所で監査をするのか。報告義務のある一手前のような事故や、軽微な事故を何回も繰り返しているとか、運行管理の際のアルコールチェックに引っかかった運転手がいるなど、協議会では一切わからないが、わからないままその事業者の申請を通すことに疑問があり、そのことについて意見をいただきたい。

会 長：ご指摘の点については、以前、法学の先生等と議論したことがあり、道路運送法施行規則では、協議会で承認すべきかどうかとして考慮するのは、運送の区域、対価、旅客の範囲これらに収束する。3点以外を考えると、場合によっては不利益を被ったということで行政訴訟、他事考慮による不認可による不利益を被ったという指摘を受けかねない。ただ、裁量範囲として残っている中でそれぞれ地域事情を反映させたいということで、それぞれの地域で市町村またはブロックで、または県というのもあるが、協議会を実施している。その中でご指摘いただいたような事故等々の情報も非常に大事と思う。事業者の自主的な取り組みとしては、構わないと思うが、審議にご指摘の点を導入してしまうと他事考慮という指摘があることもあるので、審議と分けたような形であるべきなのではないかと考える。どのような扱いにするかはこの場ではすぐに答えが出ないかと思うので、データ自体は支局から得られるので支局と事務局とで少し相談して、どういう処理の仕方が望ましいのか等考えていただければと思うがどうか。

構成員・事務局：承知しました。

会 長：検討いただき、小さな事故をチェックしていく方法が何かあればと思うので共有する方法を考えていただきたい。

以上